

第8回 表現の自由

今回は、憲法の人権論の最大の山場である表現の自由（19条）を扱います。

もし表現の自由がなければ、私たちはどうなるでしょうか。私たちの社会はどうなるでしょうか。

憲法の保障する人権カタログの中で、表現の自由はとりわけ手厚く保護される人権といわれることがあります。それはなぜでしょうか。

1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という2つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を表出する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由を受け手の側から再構成し、それを知る権利として捉え、これも21条によって保障されていると考えられるようになっている。
- ・ 情報の受け手である国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利を認めるか否かについては争いがある。

○ サンケイ新聞事件最高裁判決（最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁）

1973（昭和48）年12月2日、Y（株式会社産業経済新聞社）は、同社が発行する昭和48年12月2日付けのサンケイ新聞に、「前略 日本共産党殿 はっきりさせてください」という見出しのA（自由民主党）の意見広告を掲載した。その意見広告の内容は、X（日本共産党）の綱領とXの構想する「民主連合政府」にかかる提案における国会、自衛隊、日米安保条約、企業の国有化及び天皇の各項目をそれぞれ要約して比較対照させ、その間に矛盾があることを指摘し、歪んだ福笑いをかたどったイラストを添えたものであった。これに対して、Xは、同一スペースの反論意見広告を無料で掲載することをYに要求したが、Yは有料を主張して争い、交渉が決裂した。Xは、名誉毀損に基づくほか、反駁権・反論権の存在を主張して反論意見広告無料掲載請求権の発生を根拠づけ、かかる反駁権・反論権は日本国憲法21条に由来し、人格権や条理に根拠するものであると主張した。

最高裁判所は、反論文掲載請求権を容易に認めることは、公的事項に関する批判的記事を掲載することを躊躇させ、表現の自由を間接的に侵害するおそれがあるので、具体的立法がない限り認めることはできないと判示し、Xによる上告を棄却した（Xの請求を棄却した）。

2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されるものであると解されている（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁））。
- ・ 報道の自由取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるとどまり、取材の自由に報道の自由と同じ法的保障を与えなかった（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定）。
- ・ わいせつ表現、差別的表現、名誉毀損的表現などについても、基本的には、21 条が保障する表現に含まれる。

○ 博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁）

1968（昭和 43）年 1 月、米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加しようとしていた学生に対して、機動隊が、博多駅構内から排除し、集札口外で検問と持物検査を行った。この警備活動をめぐる裁判の過程で、証拠として、事件当日のニュースフィルムが必要となったため、福岡地方裁判所は、NHK と民放各社に対して、フィルムの任意提出を求めた。しかし、NHK と民放各社はこれを拒否したため、福岡地方裁判所は、刑事訴訟法 99 条 2 項に基づきフィルムの提出を命じた（福岡地決昭和 44 年 8 月 28 日刑集 23 卷 11 号 1513 頁）。これに対して、NHK と民放各社は、報道の自由を侵害するものであり、また、フィルム提出の必要性が稀薄であるとして、福岡高等裁判所に一般抗告を行ったものの、棄却されたため（福岡高決昭和 44 年 11 月 26 日高刑集 22 卷 4 号 616 頁）、最高裁判所に特別抗告をした。

最高裁判所は、公正な裁判の要請に基づく提出命令の必要性と、取材の自由が妨げられる程度や報道の自由に及ぼす影響の度合いなどの事情を比較衡量して、提出命令を合憲と判示した。その前提として、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と述べられている。

○ 「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決（最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 卷 3 号 997 頁）

出版社社長 X_1 は、英文学界において著名な D. H. Lawrence の芸術的観点からして相当高く評価されている *Lady Chatterley's Lover* の翻訳出版を企図し、文学者 X_2 （伊藤整）にその翻訳を依頼し、訳書を出版した。その後、 X_1 と X_2 は、刑法 175 条の猥褻文書販売の罪で起訴された。

最高裁判所は、刑法 175 条にいう「猥褻の文書」（「わいせつな文書」）とは、「徒らに性欲を興奮又は刺戟せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」をいうとする最判昭和 26 年 5 月 10 日刑集 5 卷 6 号 1026 頁の判断を是認したうえで、 X_1 ・ X_2 いずれも有罪とする控訴審判決（東京高判昭和 27 年 12 月 10 日高刑集 5 卷 13 号 2429 頁）を維持した。

3. 検閲の禁止と通信の秘密

- ・ 公権力が国民の表現活動を事前に抑制することは、原則として許されない(21条1項)。
- ・ 21条2項が禁止する検閲とは、最高裁判所の見解によれば、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」を指す(税関検査事件最高裁判決(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁))。

○ 税関検査事件最高裁判決(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁)

ポルノ写真等が掲載された書籍等を輸入しようとしたが、税関職員による検査の結果、関税定率法21条1項3号にいう輸入禁制品である「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」に該当するとして、輸入品を入手できなくなった輸入業者Xは、税関職員による輸入禁制品であるという通知と、処分の不服申立てに対する棄却決定について、それぞれの取消しを求めた。

最高裁判所は、日本国憲法21条2項にいう「検閲」とは、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである」と判示したうえで、Xによる上告を棄却した(Xの請求を棄却した)。

○ 第一次家永教科書訴訟最高裁判決(最判平成5年3月16日民集47巻5号3483頁)

東京教育大学(現在の筑波大学)教授のX(家永三郎)は、1952(昭和27)年以降、A(株式会社三省堂)発行の高等学校用検定教科書『新日本史』の執筆・改訂を行ってきた。Xが、同書の5訂版原稿を作成し、62年8月、AがB(文部大臣)に対して5訂版の検定の申請を行ったところ、63年4月、Bは、これに対して不合格処分を決定した。同年9月、Xは、原稿に若干の修正を加えて、再び検定申請のしる手続をとったところ、64年3月、Bは、条件付き合格の決定を行った。その後、文部省の教科書調査官は、条件付き合格になった旨をAとXに伝達する際に、合格条件と参考意見あわせて約300項目を示し、XとAは不本意ながらも修正に応じた。

Xは、Bの62年申請の不合格処分と63年申請の条件付き合格処分の合格条件・参考意見の告知が違憲・違法であると主張し、これに基づく印税収入等の逸失利益の損害賠償と慰謝料の支払いを求めて、Y(国)を訴えた。

最高裁判所は、教科書検定制度が日本国憲法21条違反であるとのXの主張に対して、(1)検定不合格図書は教科書として発行できないが、一般図書として発行することはできるので、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がなく、21条2項が禁止する検閲にはあたらず、(2)教育の中立・公正、一定水準の確保などの要請から、不適切と認められる図書の教科書としての発行・使用等を禁止する必要があるが、これは、公共の福祉による合理的で必要やむをえない限度の表現の自由の制約にとどまるなどと判示して、Xによる上告を棄却した(Xの請求を棄却した)。

4. 表現の自由の規制立法に対する違憲審査

- ・ 表現の自由といえども絶対的なものではないので、必要最小限度の規制は認められる。
- ・ 表現の自由を中心とする精神的自由権を規制する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、厳しい基準によって審査されなくてはならないとされる。なぜならば、表現の自由などの精神的自由権が制約された場合、経済的自由権が制約された場合と比較して、被害が甚大で、かつ、民主政治の過程で回復が困難であるからである。このことから、表現の自由をはじめとする精神的自由権は、優越的地位をもつともいわれる。

5. 集会・結社の自由

- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって一定の場所に集まることを集会という。集会の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される。
- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって継続的に結合することを結社という。結社の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される（宗教団体については 20 条が、労働組合については 28 条が重疊的に保障している）。

基本問題（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

- 問 8 - 1 刑法 175 条の保護法益について論ぜよ。なぜ、わいせつは法的に否定的に評価されるのか。
- 問 8 - 2 自殺や犯罪を誘発するような凶書について、国がその出版を禁止することは、憲法上許されるか。都道府県知事がそのような凶書を「有害凶書」に指定し、未成年者への販売を規制する場合はどうか。

応用問題（各回の講義で学んだことを応用するための問題）

- 問 8 - 3 「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決以後、「悪徳の栄え」事件（最大判昭和 44 年 10 月 15 日刑集 23 卷 10 号 1239 頁）や「四畳半襖の下張」事件（最判昭和 55 年 11 月 28 日刑集 34 卷 6 号 433 頁）などの最高裁判決により、わいせつの概念が徐々に変遷している。それぞれ調べたうえで、最高裁判所のわいせつ概念の理解について、整理せよ。
- 問 8 - 4 博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定以後の報道・取材の自由に関する判例である日本テレビビデオテープ差押事件最高裁決定（最決平成元年 1 月 30 日刑集 43 卷 1 号 19 頁）と TBS ビデオテープ差押事件最高裁決定（最決平成 2 年 7 月 9 日刑集 44 卷 5 号 421 頁）について調べたうえで、それぞれ、事件の概要と裁判所の判断をまとめよ。
- 問 8 - 5 報道関係者の取材源の秘匿に関する石井記者事件最高裁判決（最大判昭和 27 年 8 月 6 日刑集 8 卷 6 号 974 頁）と NHK 記者証言拒否事件最高裁決定（最決平成 18 年 10 月 3 日民集 60 卷 8 号 2647 頁）とを比較し、検討せよ。
- 問 8 - 6 マス・メディアの報道の自由は、一般人の表現の自由とは異なるメディアの特権を意味するのか。「マス・メディアによる報道の自由は、ジャーナリストの表現の自由の総和以上のものではない」とする議論について、論評せよ。
- 問 8 - 7 報道の自由について、印刷メディアと放送メディアとでは、保障の範囲が異なるといえるか。

前回と今回は、消極的権利（自由権）のうち、精神的自由権を扱いました。

今回は、同じく、自由権のうち、モノやカネに関する自由である経済的自由権について考えることにしましょう。